

「里親による子育て短期支援事業」調整機関運営要綱
(素案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人子育ち・発達の里 乳児院ひまわり 社会的養育機関エール（以下「調整機関」という。）が実施する、里親による子育て短期支援事業（以下「当該事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の位置付け)

第2条 当該事業は、日本財団の助成により家庭養育推進自治体モデル事業（山梨県）地域の子育て家庭支援体制強化の事業の一つであるショートステイ里親推進調整事業として実施する。

2 調整機関は、昭和町が実施主体として行う子育て短期支援事業（以下「支援事業」という。）において、昭和町と受け入れ先となる里親（以下「ショートステイ里親」という。）等の調整役として業務を行う。なお、調整機関は昭和町と里親の双方と業務委託契約を締結する。

(事業の目的)

第3条 当該事業は、各号に掲げる事項を目的とし実施する。

2 市町村が実施主体として行う支援事業の受け入れ先として、里親家庭を活用することにより、受け皿の確保だけでなく、家庭における養育環境と同様の養育環境での養育を行うことができるこ。

3 委託先となる乳児院・児童養護施設等が近隣にない地域においても実施できるほか、生活する地域を変えずに支援を行うことにより、子どもの情緒の安定や親子関係の安定が図られること。

4 本事業を通じ養育経験を積み重ねることにより、里親及びファミリーホームに従事する者の養育のスキルアップ（質の向上）が図られること。

(調整機関の業務内容)

第4条 調整機関は、実施市町村とショートステイ里親の調整機関として、当該事業に関わる次の各号に掲げる業務を実施する。

(1) ショートステイ里親の登録手続き

調整機関は、ショートステイ里親の登録の手続きに関する一連の業務を行う。名簿については県の担当者と連携し作成後、昭和町へ提出する。なお、名簿の内容に変更が生じ

た場合は、変更した名簿を速やかに昭和町へ提出するものとする。

(2) ショートステイ里親への打診

調整機関は、昭和町から依頼がきた場合、名簿等をもとに里親の現状等をふまえ、対象のショートステイ里親へ打診をし、受入れ可否についての結果を昭和町へ報告する。ただし、利用希望者から直接調整機関へ依頼がきた場合は、速やかに昭和町へ報告し、利用の決定については昭和町が行うものとする。

(3) 保護者及びこどもとショートステイ里親の日程調整や面接等の実施

(4) ショートステイ里親への委託料の手続きや支払い

調整機関は、ショートステイ里親から提出された実績報告書を速やかに昭和町へ提出をする。また、事業に要する費用に関する事務手続きについて担うものとする。

(5) 昭和町やショートステイ里親との定期的な情報交換

(調整機関の開所日及び開所時間)

第5条 当該事業における調整機関の開所日及び開所時間は以下のとおりとする。

(1) 開所日 月曜日から土曜日までとする。

(2) 開所時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 休業日 日曜日、祝日

12月29日から1月3日

(4) 緊急時の対応について

ショートステイ里親は緊急の対応がある場合は下記の機関へ連絡をする。

① 月曜日から土曜日の午前8時30分から午後5時30分は調整機関へ連絡する。

電話番号：055-277-3093

② 月曜日から土曜日の開所時間外及び日曜日、祝日は昭和町へ連絡する。

電話番号：055-275-2111

(契約)

第6条 昭和町長は、第4条の業務を調整機関へ委託するときは、昭和町子育て短期支援事業委託契約書（仮）により業務委託契約の締結をするものとする。

2 調整機関は、当該事業を実施するため、ショートステイ里親と業務委託契約を締結するものとする。

(ショートステイ里親の業務)

第7条 ショートステイ里親は、支援事業に関わる次の各号に掲げる業務を実施する。

- (1) 昭和町による支援事業の依頼に基づきこどもを受託する。
- (2) ショートステイ里親の自宅においてこどもを保護し、養育支援や食事の提供等を行う。
- (3) 利用するこどもの移送の対応を必要に応じて実施する。
- (4) 受託したこどもが通っている、保育所や幼稚園、小学校等へ送迎を必要に応じて実施する。
- (5) 委託期間終了後、1週間以内に委託期間中のこどもの様子や実績報告書を調整機関へ提出をしなければならない。

(ショートステイ里親の要件)

第8条 ショートステイ里親は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 山梨県の養育里親として現に登録されている者。
- (2) 支援事業を実施する昭和町に居住している養育里親または、近隣の市町村に居住している養育里親。
- (3) 当該事業の主旨を理解し、賛同・協働できる養育里親であること。

(里親ショートステイ受入れ手順)

第9条 当該事業の受入れは以下の手順で実施する。

- (1) 支援事業を利用しようとする保護者は、昭和町の担当課に利用申請を行う。
- (2) 昭和町から調整機関に里親ショートステイ利用打診の後、調整機関は対象のショートステイ里親へ打診を行う。
- (3) 調整機関が受入れ可能な里親を確保した後、昭和町へ受入れの可否を回答する。
- (4) 昭和町が保護者に確認し、昭和町からショートステイ里親に正式に受入れ決定の通知書が送付される。ただし新規利用の場合は、事前に町の担当者及びショートステイ里親、保護者、利用するこどもの顔合わせの場を調整機関が調整して設ける。
- (5) その他調整が必要な事項についてはその都度検討し、調整をする。

(里親ショートステイの利用時間)

第10条 当該事業の利用開始時間は原則、利用日の午前9時からとし、終了時間は午後5時とする。

2 前項に定める時間内の利用については、別表に掲げる委託料を支払う。ただし、前項に定める時間外の利用について別途超過分の委託料を支払う。

(子どもの移送)

第 11 条 移送は、当該事業利用の子どもの里親宅へ送迎することをいう。

2 ショートステイ里親宅への子どもの移送は、原則として保護者が行うものとする。ただし、保護者と里親の関係性の構築が難しいと昭和町が判断する場合は、ショートステイ里親宅に直接移送するのではなく、昭和町で待ち合わせをして移送を実施するものとする。この場合、別の場所等の調整は昭和町が行い、対応については昭和町または調整機関が行うものとする。

3 保護者がショートステイ里親に移送できない場合は移送利用申込書兼同意書（様式第〇号）を昭和町へ提出しなければならない。

(子どもの送迎)

第 12 条 送迎は、当該事業を利用中の子どもの保育所・学校等へ送迎することをいう。送迎については、必要に応じて昭和町が決定する。

2 当該事業を利用しながら保育所等を利用する子どもについては、日常生活を保障すること及び、就学中の子どもについては教育の保障をするため、昭和町が保育所や幼稚園、小学校等への送迎を必要と認めた子どもについての送迎をショートステイ里親が行う。

3 ただし、ショートステイ里親の送迎が難しく、子どもの安全が確保される場合については昭和町の判断により、公共交通機関等を利用して、子ども自身が里親宅へ移動をすることを認めるものとする。

4 送迎費用については、1日 1,860 円（国の定める金額）と定め、保護者の負担とする。

(関係書類及び報告、委託料の請求)

第 13 条 調整機関は当該事業を実施するために必要な帳簿その他の関係書類を整備する。

2 ショートステイ里親は利用期間が終了したときは、昭和町子育て短期支援事業実施報告書（様式第 3 号）及び昭和町子育て短期支援事業請求書（様式第 4 号）、必要な領収書等の写しを添付の上、昭和町長に請求するものとする。なお、提出先は調整機関とする。

3 調整機関は、前項で受け取った報告書等を速やかに昭和町へ提出しなければならない。

(委託料の支払い)

第 14 条 昭和町長は、前条の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査し、適當と認めら

れたときには、別表に掲げる委託料をショートステイ里親へ支払うものとする。なお、支払いの手続きに関しては、法人が行う。

2 保護者は、別表に規定する泊額単価の負担区分に該当される利用料を昭和町長に支払う。

(経費の負担と支払い)

第 15 条 支援事業に要する食費や送迎費等の経費（以下「経費」という。）は、保護者が負担するものとする。

2 保護者は、第 14 条の規定による請求を昭和町から受けた日から、30 日内に経費を昭和町長に支払うものとする。

3 調整機関は、第 14 条の規定による請求があった場合には、当該請求の内容を昭和町へ確認の上、当該請求のあった日から 30 日以内にショートステイ里親へ経費の支払いの手続きの業務を行う。

(安全管理)

第 16 条 法人は、ショートステイ里親に対し、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて（平成 28 年 3 月 31 日府子本第 192 号・27 文科初第 1789 号・雇児保発 0331 第 3 号通知）」を参考に、予め、事故発生防止や事故発生時の対応について周知等行うこととする。

2 委託中のこどもやショートステイ里親の事故等に備え、実施市町村は補償保険に加入する。保険の契約、手続きに関しては調整機関が行う。

(受託児童数)

第 17 条 ショートステイ里親へ委託できる子どもの数は、法第 6 条の 4 第 1 号及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生労働省令第 11 号）第 1 条の 33 により、4 人以下とされている。委託されている子どもの養育環境への影響をふまえ、当該事業により、ショートステイ里親へこどもを委託する場合、そのこどもを含め 4 人以下とする。

(個人情報の保護)

第 18 条 法人は、当該事業を実施する上で里親の個人情報等を第三者に提供する必要がある場合には、事前に里親の同意を得る等、個人情報保護条例に基づき、適切に取り扱うこととする。

2 ショートステイ里親は、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならない。

(遵守事項)

第19条 ショートステイ里親は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 当該事業を行うに当たって対象のこども及びその家庭等への対応には十分に配慮すること。
- (2) 当該事業を行うに当たって知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。その職を退き、又は委託契約を終了した後も同様とする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、当該事業の実施に関し必要な事項は市町村長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年 月 日から令和8年3月31日まで適用する。

(適用区分)

2 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に該当する女子又は同令第2条第2号に該当する男子で、当該年4月1日時点において年齢が18歳未満のこどもを現に扶養しているものの世帯から申請があった場合については、地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項第2号を準用して市民税の課税額を算定する。

別表（第11条関係）

事業名	区分	泊額単価	負担区分					
			生活保護世帯又 はひとり親家庭 の市民税非課税 世帯		市民税非課税 世帯		その他の世帯	
			保護者	市	保護者	市	保護者	市
短期入 所生活 援助事 業	2歳 未満児	10,700	無料	10,700	1,000	9,700	5,000	5,700
	2歳 以上児	5,500	無料	5,500	800	4,700	2,000	3,500

備考 利用期間中の当該事業による児童の養育、保護のための実績及び移送に要する経費は保護者の負担とする。